

2次計画からの主な変更、追加（案）

【社会状勢の変化】

- ◎少子高齢化、未婚・単身世帯の増加
- ◎A I 等の技術進歩
- ◎頻発する大規模災害
- ◎働き方改革、ワークライフバランスの推進
- ◎女性活躍推進法による取組
- ◎S D G s 「ジェンダーを平等にしよう」の達成目標の設定

【基本構想】

1 計画の趣旨

- ・女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込む
- ・6つの主要課題の表示

3 計画の性格

- ・新居浜市男女共同参画条例を追加
※ 主要課題の基本方向で条例の理念を追加
- ・DV防止法の基本計画に加え、女性活躍推進法の推進計画としての位置づけ
- ・位置づけを図示

4 計画の期間

- ・中間年の見直しを追加

5 計画の構成の項目を追加

(※ 体系の主要課題、重点目標、推進項目などの意味の説明)

6 ④ 成果と課題を分け箇条書き

〈主な追加成果（第2次の主要課題ごと）〉

- ・配偶者暴力相談支援センターの設置
- ・新居浜市役所女性管理職の登用率
- ・女性活躍等推進事業所の認証制度
- ・ワークライフバランスや働き改革、イクボスの推進
- ・新居浜市縁結びサポートセンター

〈主な課題〉

※ 全体的な課題

(個々については、重点目標ごとに現状、課題)

- ・女性活躍の推進
- ・審議会の女性登用率への取組
- ・あらゆる暴力の根絶に向けた取組
- ・防災関係の男女共同参画

- ・性的多様性の配慮
- ・SDGs 「ジェンダーの平等の実現」の目標達成
- ・新型コロナウイルスに対する取組

【主要課題の構成】

基本方向 新居浜市男女共同参画条例の基本理念の明示

基本方向の説明

重点目標 「現状」「課題」の説明

「推進項目」・・・新たに追加表示

グラフ等

男女共同参画基本法（平成11年6月23日）

理念（前文）

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮する。

基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。

定義（第2条）

男女共同参画社会の形成、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成する。

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

男女の人権の尊重
(第3条)

社会における制度又は
慣行についての配慮
(第4条)

政策等の立案及び決定への共同参画
(第5条)

家庭生活における活動と
他の活動の両立
(第6条)

国際的協調
(第7条)

第4次男女共同参画基本計画（内閣府 平成27年12月策定）

— 第三次新居浜市男女共同参画計画の体系

目指すべき社会

- ① 個性と能力を十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

政策領域1 あらゆる分野における女性の活躍

1 男性中心型労働慣行等への変革と女性の活躍

⇒ **II-1** **III-2** **V-1**

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

⇒ **III-1**

3 雇用等における男女共同の推進と仕事と生活の調和

⇒ **IV-1** **IV-2** **IV-3**

4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

⇒ **IV-4** **V-1**

5 科学技術・学術における男女共同参画の推進

⇒ なし

政策領域2 安全・安心な暮らしの実現

6 生涯を通じた女性の健康支援

⇒ **I-1** **VI-1**

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

⇒ **I-2**

8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

⇒ **VI-2**

政策領域3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

⇒ **III-1** **III-2**

10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

⇒ **I-3** **II-2**

1.1 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

⇒ V-2

1.2 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

⇒ V-3

第2次愛媛県男女共同参画計画（平成28年3月策定）

— 第三次新居浜市男女共同参画計画の体系

目標

男女共同参画社会の実現

主要課題

重点目標

1 男女の人権の尊重

1 女性に対する暴力の根絶

⇒ I-2

2 メディアにおける男女の人権の尊重

⇒ I-3

3 生涯を通じた女性の健康支援

⇒ I-1 VI-1

4 貧困、高齢、障がい等より困難を抱えた女性等 への支援 ⇒ VI-2

2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

重点目標

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と 実践 ⇒ II-1

2 男女参画の視点に立った教育の推進

⇒ II-2

3 意思決定への女性の参画拡大

重点目標

1 積極的改善措置の導入による女性の参画拡大 ⇒ III-1

2 女性の能力開発等の支援

⇒ III-2

3 防災・減災対策及び地域活性化に向けた 男女共同参画の推進 ⇒ V-2 V-3

4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

重点目標

1 男女が共に参画する家庭・地域づくり ⇒ IV-1 V-1

2 安心して子どもを育てられる環境整備

⇒ VI-2

3 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備 ⇒ VI-2

5 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

重点目標

1 男女均等な雇用環境の整備

⇒ VI-2

2 職業生活における女性の活躍推進

⇒ IV-3

3 農林水産業における男女共同参画の促進

⇒ IV-4